

派遣留学で修得した単位の認定について

派遣留学生は、単位認定の申請が可能です。単位認定とは、留学先の大学または大学院（以下「留学先大学等」という。）で修得した単位を南山大学の科目を履修して修得したものとみなすことです。単位認定は学内会議体等における審議を経て認定可否が決定されます。

原則として、留学先大学等で履修した科目の内容および時間数が南山大学の科目の内容および時間数と合致することが単位認定の条件です。そのため、留学中の学修計画については、留学前に指導教員や所属学科の単位認定担当教員または学科長と十分に話し合いをしておくことが重要です。

■ 過去の単位認定実例

過去の単位認定の実例はPORTAの学生メニュー「単位認定実例照会」から参照することができます。ただし、これらはいくまでも過去の事例であるため、参考にとどめてください。カリキュラムや認定基準が変更されていることもあり、過去の事例とまったく同じ内容で認定されるとは限りません。

■ 認定単位数

学部学生の認定単位数の上限は 30 単位

大学院生の認定単位数の上限は 10 単位

■ 認定の基準

1. 授業内容

原則として、留学先大学等で履修した科目の授業内容が南山大学の科目の授業内容と合致すること。ただし、南山大学に対応する科目がない場合であっても、教育上適切と認められれば、自由選択科目等として認定する場合があります。

2. 成績

留学先大学等で履修した科目の成績が合格であること。ただし、実技的科目（美術、体育実技等）は認定の対象とはならない。

3. 時間数

留学先大学等で履修した科目の単位数にかかわらず、その科目の実質の授業時間数をもとに認定を行う。南山大学の科目の単位数計算については、「南山大学授業科目履修規程」第6条を参照のこと。この規程上、1時間は実質時間に換算すると45分であることから、単位認定にあたっての基準は次のとおり。

- 講義科目や演習科目に認定する場合は、南山大学の科目1単位あたり675分以上の授業時間数が必要
- 外国語科目などに認定する場合は、南山大学の科目1単位あたり1,350分以上の授業時間数が必要

4. 演習の履修および単位認定の方法

[\[学部・学科別「演習」等の認定方法・派遣留学生の「演習」の取扱（申請用紙）\]](#)を確認すること（教務課Webページ参照）。

5. 学部・学科の定める単位認定の方法

その他詳細について、[\[学部・学科の定める単位認定方法\]](#)を確認すること（教務課Webページ参照）。

■ 教職科目について

留学により認定された単位は、教員免許状取得のための単位としては認められません。

2024.3.1更新

教務課